



平成23年度 禁煙週間

平成23年5月31日(火)から平成23年6月6日(月)まで
テ - マ 「 みんなで知ろう！たばこの規制に関する
世界保健機関枠組条約 」

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関(WHO)の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められています。

厚生労働省においては、平成4年から「禁煙週間」を設け、種々のたばこ対策を推進してきたところです。

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっています。

世界保健機関(WHO)は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択していますが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始しました。

厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところです。

厚生労働省において実施している「健康日本21」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であるとし、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出しています。

平成23年度においては、喫煙及び受動喫煙による健康被害等についての普及啓発に加え、今年度の世界禁煙デーのテ - マである「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」についても、普及啓発を積極的に行うことになりました。

禁煙は今からでも遅くありませんよ。

是非、御相談ください。



浦河保健所では、「禁煙相談」をしています。TEL(0146)22-3071